

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表

【男女の賃金差異】

区分	男性の賃金に対する女性の賃金の割合
全労働者	76.3%
正社員	79.5%
嘱託・パート社員	57.8%

対象期間：2022年4月1日から2023年3月31日まで

※賃金・・・基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、通勤手当、退職手当等を除く

※人員数・・・フルタイムの所定労働時間をもとに換算

注釈・説明：「嘱託・パート社員」は、女性よりも男性に相対的に賃金が高い嘱託社員が多いため、格差が生じていると考えられます。